

令和7年第6回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和7年7月1日（火）
開会 15時25分 閉会 16時30分
- 2 場 所 佐伯市役所本庁舎6階 第1委員会室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 山口 清一郎
委 員 藤崎 郁 委 員 廣田 有加
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長（以下「教総課長」という。） 安部 洋子
学校教育課長（以下「学教課長」という。） 柳井 慎也
社会教育課長 神崎 郁也
社会教育課生涯学習推進係総括主幹 渡辺 公広
社会教育課文化財係総括主幹 鶴原 和重
体育保健課長（以下「体保課長」という。） 藤原 直也
本日の書記 総括主幹 河野 晃己 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 7件
- 6 報告事項等 3件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 教育委員会会議を開会するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 ただいまから令和7年第6回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の会議録の署名委員ですが、廣田委員にお願いいたします。
また、今回の会議録の作成は、事務局職員のうちから多田が行います。

教育長の報告

なし

会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、17時を予定しています。

教育長 初めに会議は原則として公開することとなっていますが、会議を公開しないことについてお諮りいたします。議案第32号から議案第34号までは人事に関する案件のため、議案第35号は意思形成過程の案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これらを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。議案第32号から議案第35号までは、公開しないということによろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 それでは、議案第32号から議案第35号までは、非公開といたします。

教育長 本日の議事等進行は、初めに公開による議事、議案第29号から議案第31号まで及びその他（報告事項等）を行い、次に非公開による議事、議案第32号から議案第35号までを行います。

議 事

【議 案】

議案第29号 令和7年度佐伯市教育行政重点施策の変更について

議案第30号 工事計画の決定について

議案第31号 佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の一部改正について

議案第32号 佐伯市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第33号 佐伯市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第34号 佐伯市文化財保護推進委員の委嘱について

議案第35号 令和8年度使用教科用図書の採択について

議案第29号 令和7年度佐伯市教育行政重点施策の変更について

教育長 それでは、議事に入ります。

議案第29号令和7年度佐伯市教育行政重点施策の変更について、安部教育総務課長が説明いたします。

教総課長 議案第29号令和7年度佐伯市教育行政重点施策の変更について説明させていただきます。

この議案は、令和7年度佐伯市教育行政重点施策を変更することについて、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定

により、教育委員会の承認を求めるものです。

令和7年度佐伯市教育行政重点施策につきましては、令和7年3月19日に開催しました第3回佐伯市教育委員会において承認をいただいておりますが、当初予算に計上していない政策的経費について令和7年度一般会計補正予算（第1号）で予算措置を講じた事業を追加するため、当該施策を変更するものです。

変更点のみを説明します。赤字にしている部分が追加や変更をしている部分になります。

まず施策1子どもが授業に夢中になり、自ら学び共に学ぶ姿を目指し、授業づくり・授業改善に生き生きと取り組む教師・学校の実現についてです。GIGAスクール第2期整備事業として1,986万5,000円を計上しています。これは、校務用端末やサーバーの購入など、ICT環境の整備を行うものです。次に中学校エアコン整備事業7,510万5,000円は、市内全中学校の特別教室2教室程度にエアコンを設置する事業となっています。

施策3望ましい食生活と食習慣を身に付け、自らの健康を管理することのできる子どもの育成では、学校給食費中学生無償化事業を、当初の9,877万8,000円から1,554万8,000円を増額し、1億1,432万6,000円としています。米を含めた給食食材費について、値上げがあったことから給食費の増額分を追加したものです。

施策6ライフステージに応じたスポーツの推進では、総合体育館LED化改修事業8,380万円を追加しています。これは、メインアリーナ、サブアリーナ、ホール部分の照明をメタルハライドランプからLED照明に更新をするものです。市民総合プール改修事業1,130万円は、屋内の25メートルプールのプール槽塗装改修工事を行います。

最後に施策7地域の特性に応じた教育による少子化への対応では、小・中学校の統廃合を含めた再編を検討するための市立学校再編検討事業111万9,000円を追加しています。

今回の追加を含め、令和7年度重点施策に関する事業費の総額は、対前年比2億5,510万6,000円と大幅な増額の5億1,875万6,000円となっています。

以上で説明を終わります。

教育長 それでは、ただいま説明のありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方は、よろしくお願いいたします。

山口委員 GIGAスクールということで端末、サーバーの整備をしていくということですが、今日たまたま新聞で、皆さんもご存じかどうか、東ヨーロッパとかヨーロッパでタブレットを使った授業というものを今、規制をかけてきていると。それはどうしてかということ、実際に鉛筆で字を書く、ものを書く、絵を書く、そういうところの方が、子どもの全体的な教育レベルが上がっている。なので特にフィンランドとかそうですけど、フランス、ヨーロッパも今タブレット端末の全面廃止じゃないですけど、かなり規制をかけているという状況があるので、今日本がどうということではないんですけど、実際に学力的な影響が生まれているということは事実なので、

そういうところをまた検証しながら、タブレットを使うことは情報発信や様々な教育の中で情報の吸収をしていくのはいいんですけど、たまたまNHKで、実際に子どもたちの書いた字を見るとなんていうか清書されてないような字ばかりを書いて、それがやっぱりタブレットの影響じゃないかっていうことを、実際日本でもそういう番組をしていましたので、うまく使い分けて、書くこととタブレットを使うってことの教育の在り方を検証しながら、そういうことをお願いしたいと思います。

学教課長 私も新聞記事などいろいろな番組を見る中で、諸外国の様子に興味を持ちながら聞いていたところですが、日本では推進する方向で進んでいるところですが、あくまでもこれは一つの学習するためのツールであるというところを、現場で使うときにやっぱり忘れてはならないというところで、使うことが目的ではなく、それをいかにツールとしていかしながらという視点は忘れないようにというところは大事にしながら指導していきたいと考えているところです。御意見ありがとうございました。

教育長 ありがとうございました。ほかにございますか。
よろしいでしょうか。それでは、議案第 29 号の承認についてお諮りいたします。議案第 29 号については提案のとおり承認でよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 29 号については、提案どおり承認といたします。

議案第 30 号 工事計画の決定について

教育長 次に議案第 30 号工事計画の決定について、安部教育総務課長が説明いたします。

教総課長 それでは、議案第 30 号工事計画の決定について説明させていただきます。

この議案につきましては、令和 7 年度に実施する 1 件 1,000 万円以上の工事の計画を決定するに当たり、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 14 号の規定により教育委員会の承認を得ようとするものであります。

令和 7 年度に予定しています 1 件 1,000 万円以上の工事につきましては、先ほどの議案と同じように、令和 7 年 3 月 19 日に開催しました第 3 回佐伯市教育委員会において、一度御説明をさせていただきましたが、政策的経費に係る事業については補正予算となっています。今回追加で計画している工事 3 件については、資料 14 ページに記載しています。それぞれの工事の概要等につきまして説明させていただきます。

まず初めに 1 の中学校エアコン整備事業について説明します。工事概要につつま

しては、教育環境の改善を図るため、市内 12 の全中学校の理科室などの特別教室 2 教室程度にエアコンを整備するものです。予算額は、7,200 万円。工事期間は、令和 7 年 12 月から令和 8 年 3 月中旬までを予定しています。対象の教室については、各学校にエアコン設置希望調査を行い、2 教室、設計によっては 3 教室を設定し、工事を施工します。発注方法は、エリア別に 4 件の工事に分け、発注を行います。4 件に分けることで工期を短縮し、年度内に 12 校全てに設置する予定としています。契約方法は、建築設備設計後 4 件の工事について工種を管工事とし、指名競争入札を行う予定としています。

以上が教育総務課所管の工事となります。

体保課長 2 の総合体育館 L E D 化改修事業について説明します。工事概要につきましては、温室効果ガスの排出量の抑制と電気使用料の削減を図るため、佐伯市総合体育館アリーナの照明設備を L E D 化するための改修工事を行います。予算額は、8,380 万円。工事期間は、令和 7 年 9 月から令和 8 年 2 月までを予定しています。メインアリーナ 128 灯、サブアリーナ 64 灯とその間のホールを L E D 照明へ更新します。契約については、電気工事で発注し、6 か月を見込んでいます。アリーナは、12 月から 2 月までの間は利用の予約を止めています。契約業者決定後、この期間の中で更新するよう調整します。

続いて 3 市民総合プール改修事業について説明します。工事概要につきましては、屋内 25 メートル公認プールの塗装剥離を改善するため、塗装工事を行います。予算額は、1,130 万円。工事期間は、令和 7 年 8 月から令和 8 年 3 月までを予定していますが、公認プールでの競技大会が 9 月まで実施されることから、契約については 10 月以降を見込んでいます。プールの利用を停止する予定の期間は、12 月から 2 月までで、この期間の中で塗装工事を行うよう計画しています。

以上が体育保健課所管の工事となります。

教育長 説明のありました議案について審議を行いたいと思います。御質問、御意見のある方は、よろしくお願いいたします。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第 30 号の承認についてお諮りいたします。議案第 30 号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第 30 号については、提案どおり承認といたします。

議案第 31 号 佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の一部改正について

教育長 次に議案第 31 号佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の一部改正について、柳井学校教育課長が説明いたします。

学教課長 議案第 31 号佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の一部改正について、説明をさせていただきます。

議案第 31 号につきましては、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

理由は、小規模特認校制度における通学区域外の小規模特認校への就学を認める場合の要件において、学校教育法施行規則第 32 条第 1 項の規定により聴取した保護者の意見を踏まえて就学を調整する場合を明記したいので、提出するものであります。

2 月の第 1 回教育委員会では、佐伯市立本匠小学校、本匠中学校を小規模特認校として指定するため、小規模特認校制度による小規模特認校への就学に関し、必要な事項を定めた佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱について説明をし、承認をいただいたところであります。本日は、その要綱の中の改正部分について説明をさせていただきます。資料 20 ページの第 2 条第 2 項を御覧ください。現要綱では、この要綱において小規模特認校制度とは、学校教育法施行令第 8 条及び佐伯市立学校通学区域設定規則第 5 条の規定に基づき、小規模特認校への就学を希望する保護者の申し立てにより、一定の条件の下に就学すべき学校の指定の変更を行い、当該保護者が居住する通学区域外の小規模特認校への就学を認める制度をいうと定義をしております。しかし、本年度以降の小規模特認校の入学・転学の募集、すなわち、学校の指定の変更の申立期間を 11 月から 12 月までとしているため、入学する児童・生徒に通学校の指定を行う 1 月より指定の変更の申立期間が前になってしまいます。よって入学する児童・生徒については、指定の変更という形での小規模特認校への入学ができなくなってしまうということになります。そこで第 2 条第 2 項を、この要綱において小規模特認校制度とは、小規模特認校への就学を希望する保護者から学校教育法施行規則第 32 条第 1 項の規定により聴取した意見又は学校教育法施行令第 8 条に規定する申し立てにより、佐伯市立学校通学区域設定規則第 5 条の規定に基づき、一定の条件の下に就学の調整又は通学校の変更を行い、当該保護者が居住する通学区域外の小規模特認校への就学を認める制度をいうと改めたいと思います。

第 2 条第 2 項の変更に関わって、第 8 条 1 項に教育委員会が別に定める日までという文言を加えております。その他関連する条文の文言の整備をしております。

なお、改正された要綱は教育委員会の承認が得られた後、直ちに施行することとしております。

説明が難しくなっているところがありますが、例えば小学校 1 年生、来年度入学する小学校 1 年生に対しては、あなたのお子様はこの小学校に入学することになりますというのが 1 月末ぐらいに通知がいくことになります。ただ、本匠小学校にこの小規模特認校制度を利用して行きたいとなった場合は、11 月から 12 月までに、申し立てをしないとイケないということになるので、要するにこれまで定めていた要綱と合致しない部分が出てしまうので、このように変更しますといったことにな

ります。これは小学校1年生、それと中学校1年生として入学してくる子どもに合わせた変更というふうにとらえていただけたらと思っております。

以上で議案第31号佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の一部改正についての説明を終わります。

教育長 説明のありました議案について審議を行います。わからないなど意見がありましたら遠慮なく言ってください。

山口委員 今7月ですが、実際、小規模特認校の入学に対しての問合せとかはきているような状況はあるのですか。

学教課長 問合せは数件、電話で、どういう形の日程で説明会などがありますかというところでお話をお伺いしているところです。この後、8月22日に学校の説明会を開催する予定です。そして9月11日と10月9日にオープンスクールを行い、学校の様子を見ていただこうといったところにしております。11月から12月までにかけて、来年度入学する児童・生徒を募集するといった流れにしております。

教育長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

それでは、議案第31号の承認についてお諮りいたします。議案第31号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第31号については、提案どおり承認いたします。

報告事項等

- ・令和7年度「さいき創生人材育成基金」充当事業について
- ・戦後80年企画 平和祈念館やわらぎ特別展等の開催について
- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 それでは、先に非公開と決定しました議事、議案第32号から議案第35号までを行います。関係課長のみ在席とし、その他の課長及び傍聴人は退室をお願いします。

議 事

議案第32号 佐伯市公民館運営審議会委員の委嘱について

教育長 それでは、議案第32号佐伯市公民館運営審議会委員の委嘱について、神崎社会教育課長が説明いたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

議案第 33 号 佐伯市文化財保護審議会委員の委嘱について

教育長 それでは、議案第 33 号佐伯市文化財保護審議会委員の委嘱について、神崎社会教育課長が説明いたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

議案第 34 号 佐伯市文化財保護推進委員の委嘱について

教育長 それでは、議案第 34 号佐伯市文化財保護推進委員の委嘱について、神崎社会教育課長が説明いたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

議案第 35 号 令和 8 年度使用教科用図書の採択について

教育長 それでは、議案第 35 号令和 8 年度使用教科用図書の採択について、柳井学校教育課長が説明いたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

教育長 それでは、以上をもちまして令和 7 年第 6 回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 16 時 30 分